九州沖縄植物学会規約

第　一　条　　本会は「九州沖縄植物学会」という。

第　二　条　　本会は、(社)日本植物学会と連携しつつ、九州沖縄地方における植物学の進歩と普及を図り、併せて会員相互の研究交流と親睦を図ることを目的とする。

第　三　条　　前条の主旨に基づき大会、例会、その他の行事を適宜行う。

第　四　条　　本会は下記会員を以て組織する。

正会員

第　五　条　　本会は、本会の目的に賛同した個人等によって構成される。
会員は所定の会費を納めなければならない。

第　六　条　　会員は次のことができる。

（１）大会および例会に出席して研究発表をすること、その他本会の行事に参加すること。

（２）本会の事業および運営に関する意見を委員会に提出すること。

（３）別に定める本会の選挙規定に従って本会の会長および委員の選挙権及び被選挙権を持つこと。

第　七　条　　本会に次の役員をおく。

会長一名、委員若干名、幹事若干名

委員数は各県における会員十四名までを一名、二十四名までを二名、それ以上の場合は三名とする。

第　八　条　　役員の任期は一月一日より二ヶ年とし、会長は重任できない。

第　九　条　　会長は本会を代表し会務を総括する。委員は会長の諮問により本会の要務を審議する。
幹事は庶務・会計等の日常の会務を行う。

第　十　条　　会長は会員の直接選挙により、委員は各県単位で会員の互選により決める。幹事および会計監査は会長の委嘱による。

第　十一条　　本会は次の機関をおく。

総会、委員会

総会は原則として年一回、会長がこれを招集し、出席会員をもって構成され、
議長は総会で選出する。

総会において報告または承認をうける事項は次の通りである。

（１）前回の総会以後に委員会で議決した事項。

（２）前年度の決算。

（３）前年度の事業経過および当年度の予算、事業内容。

（４）その他の重要事項。

委員会は会長と委員・幹事とをもって構成され、会長がこれを招集し、議長となる。

委員会は本会の運営に関する重要事項を審議決定し、総会への提案をつくる。委員会は会長選挙において、候補者を推薦することができる。

第　十二条　　本会の会計年度は一月一日より、その年の十二月三十一日までとする。年に一回会計監査を受けなければならない。

第　十三条　　この規約を変更するには総会または臨時総会でこれを協議しなければならない。議決は、出席者の多数決による。

付則　　この規約は平成二十四年一月一日より実施する。

（規約以外の決議）

平成二十三年十二月三十一日現在に日本植物学会九州支部が保有する全ての財産等は平成二十四年一月一日を以て九州沖縄植物学会に移管される